

第2章

前計画の取組状況

第2章 前計画の取組状況

第1節 指標の達成状況と評価

1 各施策の取組と指標の達成状況

前計画(高齢者支援計画2021・計画期間：令和3年度(2021年度)～5年度(2023年度))では、高齢者保健福祉に関する施策を7つに分けて展開しました。また、各施策には、取組を評価するための指標を設定しました。

施策1 高齢者支援の基盤整備と社会参加の促進

指標設定の考え方	指標	令和元年度(2019年度)現状値	令和4年度(2022年度)目標値	令和4年度(2022年度)達成状況
家族介護者の介護の負担感を示す指標	介護に何らかの負担を感じている家族介護者の割合	56.2%	50.0%	54.9% 要介護(支援)認定者 意向調査
高齢者が知識や経験を生かせる機会を示す指標	積極的に社会参加できる機会があると思う高齢者の割合	25.1%	35.0%	21.2% 高齢社会に関する 意識調査(65歳以上)
社会参加の機会に対する高齢者の意識を示す指標	地域活動の企画・運営側として参加したいと思う高齢者の割合	42.7%	45.0%	35.0% 高齢社会に関する 意識調査(65歳以上)

《主な取組等》

- 家族介護者負担軽減を考慮し、特別養護老人ホームの整備や地域密着型サービスの充実を推進
- 高齢者による介護施設等でのボランティアに対し、換金可能なポイントを付与する「介護サポートポイント事業」を実施
- 企業と就業を希望する高齢者のマッチングを図る体験付き仕事説明会「シニアワーキングさっぽろ」を開催

《指標達成状況に対する評価》

- 家族介護者の介護負担を示す指標については、概ね横ばいで、半数近くの家族介護者が介護に何らかの負担を感じています。

介護する方も介護される方もその状況やニーズは様々ですが、引き続き相談体制の充実強化や施設整備に努めるとともに、介護保険サービスのみならず、地域の支え合いなど、家族介護者の孤立を防ぐ地域づくりを進めていく必要があります。

- 高齢者の社会参加や主体的に地域活動に参加するという指標については、ともに目標値を下回っていますが、コロナ禍の影響から外出機会の減少により活動が制限されていたことが考えられます。

今後は、感染症予防などに留意しながらも、高齢者が積極的にかつ主体的に社会参加できるようなきっかけづくりや仕組みを構築していく必要があります。

施策2 地域の連携強化と地域共生社会の実現

指標設定の考え方	指標	令和元年度 (2019年度) 現状値	令和4年度 (2022年度) 目標値	令和4年度 (2022年度) 達成状況
地域における相談体制の充実を示す指標	生活や健康福祉に関して困っていることや相談したいことの相談先がない高齢者の割合	12.2%	10.0%	12.6% 指標達成度調査
医療との連携に対する介護支援専門員の意識を示す指標	医療との連携に対して困難や不安を感じている介護支援専門員の割合	38.2%	31.0%	32.7% 介護保険サービス提供事業者調査

《主な取組等》

- 地域包括支援センターの機能強化や、各関係機関による相談支援の実施を推進
- 複合的な課題や制度の狭間の課題を抱える世帯に連携して対応する支援の取組を推進するため、支援調整課を区役所に設置・拡大
- 医師会等関係機関との連携により多職種協働の研修や協議の場を設け、在宅医療・介護連携を推進

《指標達成状況に対する評価》

○ 困りごとを相談する相手がいない高齢者という指標については、横ばいとなっており、相談先の周知はもとより、相談したくない、相談する必要がないと感じている高齢者にアウトリーチ²を行うなど、一人ひとりに寄り沿った支援を展開していく必要があります。

また、地域共生社会の実現のためには、地域や関係機関とのネットワークが重要であることから医療と介護の連携についても一層取り組んでいく必要があります。

施策3 介護予防・健康づくり施策の充実

指標設定の考え方	指標	令和元年度 (2019年度) 現状値	令和4年度 (2022年度) 目標値	令和4年度 (2022年度) 達成状況
住民主体の介護予防活動状況を示す指標	介護予防のための通いの場に参加していない高齢者の割合	58.9%	58.0%	64.8% 高齢社会に関する意識調査 (65歳以上)
高齢者の主観的な健康状態を示す指標	健康を自覚する高齢者の割合	69.3%	70.0%	67.5% 高齢社会に関する意識調査 (65歳以上)
高齢者が自立して過ごせる期間を示す指標	初回要介護等認定時の平均年齢	平均 79.6歳	現状維持	平均 80.0歳 保健福祉局調べ

《主な取組等》

- 介護予防センターを中心に、地域における介護予防活動を推進
- 地域における介護予防活動に関心のある高齢者や従事者に対し、リハビリテーション専門職等による技術支援を実施

《指標達成状況に対する評価》

○ 介護予防活動を示す指標や健康を自覚する高齢者の割合は、ともに目標を達成しておらず、コロナ禍の影響によることが考えられます。

活動制限が解かれた状況ではありますが、一方で新型コロナウイルス感染症の状況も踏まえながらの介護予防活動や健康づくりの展開が求められています。

² 積極的に対象者のいる場所に向いて働きかけること

施策4 認知症施策の推進

指標設定の考え方	指標	令和元年度 (2019年度) 現状値	令和4年度 (2022年度) 目標値	令和4年度 (2022年度) 達成状況
認知症サポーターの養成状況を示す指標	認知症サポーター養成講座の延べ受講者数	累計 122,386人	累計 130,000人	累計 136,775人 保健福祉局調べ
認知症の相談先の認知度を示す指標	認知症の相談窓口を知っている高齢者の割合	17.6%	18.5%	21.1% 高齢社会に関する意識調査 (65歳以上)

《主な取組等》

- 認知症を理解し、認知症の方とその家族を地域で見守り支える「認知症サポーター」を養成
- 認知症介護従事者などの専門職が認知症に関する相談対応や、必要に応じて関係機関の支援につなぐ「認知症コールセンター」を運営

《指標達成状況に対する評価》

- 認知症サポーターの養成数は目標を大きく上回っています。今後は令和5年(2023年)6月に成立した「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」を踏まえ、認知症を正しく理解し、地域の中で認知症の人と家族を支える役割を担う認知症サポーターの活動の場を拡げ、認知症の人と家族にやさしい地域づくりを一層進めていく必要があります。

また、認知症の相談先の認知度を示す指標については、目標を上回っていますが、より多くの高齢者に広く認知していただくため、今後も引き続き周知に努めていく必要があります。

施策5 人材確保と業務効率化の取組

指標設定の考え方	指標	令和元年度 (2019年度) 現状値	令和4年度 (2022年度) 目標値	令和4年度 (2022年度) 達成状況
介護人材の採用状況を示す指標	介護人材確保促進事業等に参加した事業者のうち希望どおりに採用できた事業者の割合	—	35.0%	40.0% [※] 保健福祉局調べ

※ 令和3年度（2021年度）実績

施策6 災害・感染症対策の体制整備

指標設定の考え方	指標	令和元年度 (2019年度) 現状値	令和4年度 (2022年度) 目標値	令和4年度 (2022年度) 達成状況
災害や感染症発生時においてもサービス提供が可能な体制の整備を示す指標	災害に対応した事業継続計画（BCP）を策定している介護保険施設等の割合	—	100.0%	49.1% 介護保険サービス提供事業者調査
	感染症に対応した事業継続計画（BCP）を策定している介護保険施設等の割合	—	100.0%	48.1% 介護保険サービス提供事業者調査

《主な取組等》

- 介護従事者を対象とした採用力向上オンラインセミナーや特設サイトの開設、介護の仕事に興味のある市民向けのオンラインイベント等を実施
- 介護サービス事業者集団指導及び実地指導を通じ、事業継続計画（BCP）の策定を促進

《指標達成状況に対する評価》

- 介護人材の確保と業務効率化の取組及び災害・感染症対策の体制整備に係る指標については目標を達成したものもありますが、達成状況が思わしくなかった状況のものもあります。

介護サービス事業の体制整備は高齢者支援に直結するものであることから、様々な機会を捉え、多様な手法で介護サービス事業者へ継続的に支援を行っていく必要があります。

施策7 安定した介護保険制度の運営

指標設定の考え方	指標	令和元年度 (2019年度) 現状値	令和4年度 (2022年度) 目標値	令和4年度 (2022年度) 達成状況
保険給付の適正化を示す指標	縦覧点検・医療情報との突合により、過誤調整を行った件数	延べ 1,947件	延べ 1,900件	延べ 1,981件 保健福祉局調べ
生活支援におけるインフォーマルサービス ³ の利用意向を示す指標	訪問型サービスで提供される生活支援についてインフォーマルサービスを活用しても良いと思う要支援認定者（事業対象者）の割合	48.7%	50.0%	48.1% 要介護（支援）認定者 意向調査

《主な取組等》

- 介護給付と医療給付の請求情報を突合し、重複請求などの不適切な請求について点検を実施
- 日常生活圏域に第2層の生活支援コーディネーターを配置し、多様な担い手や社会資源をコーディネート

《指標達成状況に対する評価》

- 保険給付の適正化に資する指標は目標を達成しておらず、引き続き持続可能な円滑な介護保険制度の運営に努めていく必要があります。

2 今期に向けて

前計画では「いくつになっても住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるまちづくり」に向けて様々な取組を進めてきましたが、令和2年(2020年)1月に国内で初めての患者が確認された新型コロナウイルス感染症の拡大により、人と会うことが制限され、人との距離を取ることが求められました。とりわけ、高齢者の感染はハイリスクとされ、高齢者を対象とする多くの保健福祉事業が中止や延期に追い込まれ、当該感染症が第5類に移行した令和5年(2023年)5月までの約3年間で「他人と接しない」という行動様式が高齢者の心身に与えた影響は計り知れません。

高齢者支援計画2024では、前計画の内容を引き継ぎつつ、後述する高齢社会に関する意識や要介護等認定者の意向調査などの結果を踏まえ、コロナ禍が高齢者に与えた影響などの新たな課題についても対応しながら、取組を進めていきます。

³ 公的機関や専門職による制度に基づくサービスや支援（フォーマルサービス）以外の支援のこと。具体的には、家族、近隣、友人、ボランティア、住民同士などの制度に基づかない援助などのこと